

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-05-10

なし

(発行年 / Year)

1910

送一第一三三九號

內務省

法典調查ノ各地方ノ土地建物貨物ノ數
全ニ開ニ慣例取調ニ裁減兩第ニ八號
御移牒ニ趣了兼別紙取調及送付候
條可然候取計相成度此段及回答也
明治三十八年八月十八日

熊本縣知事松平正直

印

內務書記官

市井

外本

一 不動産ノ貸借ニ借主ヨリ貸主ニ敷金ヲ入ルノ慣例アリヤ

不動産ノ貸借中家屋ヲ除ク外概シテ敷金ヲ入ルノ慣例ナシ然レトモ或地方ニアリテハ土地ヲ賣買スルニ適宜年限ヲ定メ其價格ヲ明記シテ買戻シノ契約ヲ為スモノアリ表面上賣買ニ相違ナキモ其實敷金ニ對シテ土地ヲ貸付使用セシムルニ外ナラス

一 敷金ハ家屋貸借場合ニ限ルモノナルヤ耕作地建築地等ノ貸借ニ敷金ヲ入ルノ

内務省

慣例アリヤ

敷金ハ概テ家屋貸借ノ場合ニ限リ然レテ借主ニシテ信用アルモノハ敷金ヲ徴セザルコトアリ

一 敷金ノ預リ主ハ其利子ヲ拂フノ慣例アリヤ

利子ヲ拂フコトナシ然レトモ敷金ノ額ニ對シ貸借ヲ減スルヲ以テ計算上自然利子ヲ以テ借借ニ流用スルモノ、如シ

一 敷金ヲ入ルノ目的如何

敷金ノ目的ハ借借ノ不拂其他損失ノ補

償に充ツルモノにシテ或場合ニアリテ貸
 主に於テ一時纏リタル金員ノ必要ニヨリ
 貸貸ノ額ヲ減シ(數金に對スル利金ノ計
算ヲナシ比較スルトキハ)テ
 入レシムルモノアリ
 一貸主ハ數金若クハ其利子ヲ以テ借貸ノ不
 拂其他損失ノ補償等ニ充ツルコトヲ得ル
 ヤ
 前項述ルカ如シ

一貸借満期に至リ借主未タ其義務ノ辦済ヲ
 了ヘサルモ貸主ハ數金ヲ返還スルノ例ナル
 ヤ

借主未タ其義務ノ弁済シ了ラサレハ
 數金ヲ返還スルコトナシ

内 務 省